

～里帰り出産（県外）での、健診・検査費用の払い戻しについて～

里帰り出産のため、費用助成となっている健診・検査の各種受診票が利用できなかった場合は、支払われた費用の払い戻しを行います。

【払い戻しができる健診・検査】

健康診査・検査 ※1	払い戻し対象となる医療機関
妊婦健康診査	長崎・佐賀・福岡県の医療機関は、各種受診票の利用が可能 上記3県以外の医療機関は、払い戻し対象 ※上記3県以外でも各種受診票が利用できる医療機関もありますので、島原市保健センターへ 問い合わせください。
産婦健康診査	
乳児健康診査（1か月）	
新生児聴覚検査	長崎県外の医療機関は払い戻し対象

※1 島原市に住所がある期間に実施した健診・検査

【申請窓口】

島原市保健センター

【申請時に必要な物】

- ① 申請書
- ② 領収書の写し（健康診査及び検査にかかる支払いであるとわかるもの）
- ③ 母子健康手帳（または、検査結果が記載されているもの）
- ④ 受診票（健康診査の結果及び医療機関の印のあるもの）

※新生児聴覚検査は、提出不要

- ⑤ 妊婦名義の通帳（申請時の氏名のもの）

【申請時の注意】

里帰り先から島原に戻られた後に申請してください。ただし、転出を伴う場合は、島原市の住民である期間に申請手続きをされることをお勧めします。



<お問い合わせ先>

★島原市保健センター★

開館時間 8:30～17:15（休館日：土日祝日）

〒855-0812

島原市霊南2丁目45番地

TEL 64-7713